

1 会議の名称	令和4年度第1回江別市固定資産評価審査委員会
2 開催日時	令和4年11月7日（月）午後1時30分～
3 開催場所	江別市役所本庁舎西棟会議室1号
4 議題・報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選について ・委員長職務代理者の指定について ・報告事項 <p>(1) 令和4年度 土地価格等縦覧帳簿 及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について</p> <p>(2) 固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等について</p>
5 出席者名	<p>固定資産評価審査委員会</p> <p style="text-align: center;">佐藤 允 委員 小林 敏道 委員 長内 香 委員</p> <p style="text-align: center;">事務局長 松井 謙祐 事務局書記 中島 良江</p> <p>江別市総務部長（固定資産評価員） 萬 直樹</p> <p>江別市総務部財務室資産税課長（固定資産評価補助員） 岸本 寿哉</p>
6 会議資料	<p>報告(1) 年度別（令和2～令和4年度）の縦覧及び閲覧状況</p> <p>報告(2) 固定資産評価審査委員会に対する審査申出件数の推移等 （資料の2ページから3ページまで）</p> <p>その他 固定資産税における新型コロナウイルス対応について （資料の4ページから7ページまで）</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

事務局長	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。 最初に、本日出席をいただいている委員の皆さまをご紹介します。 佐藤委員です。 小林委員です。 長内委員です。 次に、出席している職員を紹介いたします。 固定資産評価員である総務部長の萬です。 今年度の人事異動で配属となりました固定資産評価補助員である資産税課長の岸本です。 次に、事務局職員を紹介いたします。 事務局書記の市民税課税制係長の中島です。 私は、今年度の人事異動により事務局長となりました市民税課長の松井です。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは最初に、固定資産評価員であります総務部長の萬から、ご挨拶させていただきます。</p>
萬総務部長	<p>皆様こんにちは。総務部長の萬と申します。固定資産評価員を兼務しております。 固定資産評価審査委員会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。 本日は、お忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から固定資産税制度に始まりまして、市政各般にわたり、深いご理解・ご協力をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。 さて、新型コロナウイルスですが、感染が再拡大しておりまして、社会経済へ影響がでております。このような状況が続く中、今年度の税制改正では、住宅ローン控除等の見直しや、加えて固定資産税につきましては、景気回復に万全を期すということで、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和のための措置をとることとされたところでございます。 また、最近の地価動向としては、昨年に引き続き、江別市内の多くの地点で上昇傾向が続いております。固定資産税につきましては、土地の負担調整措置や、家屋の経年減価の仕組みによりまして、大きな増加は見込めないところではあります。市民生活を支えるためには、市税の確保は不可欠であります。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

<p>事務局長</p>	<p>今後におきましても、基幹税目である固定資産税について、適正で公平な固定資産評価となるよう事務を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議では、令和4年度の審査申出はありませんが、次第のとおり、固定資産課税台帳の縦覧状況等について、ご説明いたしますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見等を頂戴いただければ幸いに存じます。</p> <p>以上、措辞ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、次第の2の「委員長の互選について」ですが、「江別市固定資産評価審査委員会条例」第2条第2項にありますとおり、委員長は、委員の皆さまの中から互選で選出いただくこととなりますが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>佐藤委員に委員長をお願いするのはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>佐藤委員とのご意見がありましたが、佐藤委員でよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【了承】</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、委員長は佐藤委員にお願いしたいと思います。佐藤委員長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>佐藤允です。再び委員長を引き受けることとなりました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の3の「委員長職代理者の指定について」ですが、「江別市固定資産評価審査委員会条例」第2条第4項に基づき、委員長からご指名いただきたいと思います。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>小林委員にお願いしたいと思います。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

事務局長	<p>それでは、小林委員、よろしくお願いいたします。 続きまして、本日の議事録の署名委員については、いかがいたしますか。</p>
佐藤委員長	<p>長内委員にお願いしたいと思います。</p>
事務局長	<p>それでは、長内委員、よろしくお願いいたします。 次に、本日の会議ですが、委員3名中3名の出席となっております。 委員定数の過半数のご出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告いたします。 次に、会議の公開につきまして、ご説明いたします。 市では、附属機関等の会議は、支障のない限り公開を原則としており、この会議においても、審議の内容に応じて傍聴を認めております。 また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに、後日、市のホームページ等で公開いたしますので、ご了承いただきたいと思います。 なお、本日は傍聴希望者がいらっしゃいませんので、このまま進行させていただきます。 これより、会議の進行については、「江別市固定資産評価審査委員会規程」第4条に基づき、佐藤委員長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。</p>
佐藤委員長	<p>それでは、令和4年度第1回江別市固定資産評価審査委員会を開会いたします。 次第の「5 報告事項」に入ります。 最初に、「(1) “令和4年度土地価格等縦覧帳簿 及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について”」説明願います。</p>
資産税課長(固定資産評価補助員)	<p>報告事項(1)「令和4年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧状況等について」ご説明いたします。 資料の1ページをご覧ください。 この資料は、縦覧帳簿の縦覧者数と、縦覧期間中の固定資産課税台帳の閲覧者数について、江別市と近隣市の状況を年度別にまとめたものです。 縦覧は、固定資産税の納税者が、市内の土地や家屋の価格等を</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

	<p>縦覧帳簿で縦覧して、自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の方が所有する土地や家屋の評価額を比較することができる制度です。</p> <p>また、閲覧は、固定資産税の納税義務者が、自己の所有する資産が記載された固定資産課税台帳を見ることができる制度です。</p> <p>この縦覧・閲覧制度は、関係者に固定資産税の課税標準となる固定資産について知らしめ、価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をする機会を与えようとするものであります。</p> <p>当市における令和4年度の縦覧・閲覧期間は、4月1日金曜日から最初の納期限の日の5月31日 火曜日までであり、縦覧者は2名、閲覧者は312名でした。</p> <p>令和4年度は、評価替えの2年度目でありましたが、昨年度と比較して、縦覧者は同数、閲覧者は97名の増加となっております。</p> <p>以上です。</p>
佐藤委員長	<p>ただ今報告のありました件について、何か意見や質問はありませんか。</p>
各委員	<p>特にありません。</p>
佐藤委員長	<p>では続きまして、「(2) “固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等について”」説明願います。</p>
資産税課長(固定資産評価補助員)	<p>報告事項の(2)「固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等について」のうち、『江別市の状況等について』ご説明いたします。</p> <p>今年度につきましては、現在のところ、審査の申出はございません。</p> <p>固定資産税の価格につきましては、近年の地価上昇や資材の高騰などにより、今後、上昇する見込みであり、固定資産税に対する納税者の関心は、これまで以上に高くなるものと感じておりますので、引き続き、納税者からの信頼を得られるよう今後も努力を続けて参りたいと考えております。</p> <p>私からは以上ですが、引き続き、全国における状況につきましては、事務局からご説明します。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

<p>事務局長</p>	<p>それでは、「固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等について」のうち『全国の状況』について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>資料は2ページと3ページが該当いたしますが、2ページ以降の資料については、『一般財団法人 資産評価システム研究センター』の公表資料となっており、4ページ以降につきましては、のちほど資産税課長よりご説明いたします「これまでの“新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制上の措置について”」において使用する資料となっております。</p> <p>それでは、まず資料の2ページをご覧ください。</p> <p>この表は、令和3年度9月末までにおける全市町村の固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等について、集計したものでございます。</p> <p>例年お示ししているとおり、3年に1度実施される評価替えの基準年度における審査申出件数が多く、それ以外の年度は少ない件数となっており、直近の令和3年度につきましても、9月末時点ですでに基準年度以外の年度より多い申し出がなされております。</p> <p>次に、資料3ページをご覧ください。</p> <p>このページは、固定資産評価審査委員会の現状と中立性の確保について示されたものであり、こちらも例年配布しております資料の、令和3年10月1日時点の集計結果が記載されたものでございます。</p> <p>江別市については、表の2行目に記載のもっとも団体数の多い「事務局を、自治体内の、評価・賦課担当課以外の課で担当している」に該当しています。</p> <p>以上が全国の状況となっております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>ただ今報告のありました件について、何か意見や質問はありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>佐藤委員長</p>	<p>はい、最後に、次第の「6 その他」ですが、事務局や固定資産評価員から何かありますか。</p>
<p>資産税課長(固)</p>	<p>私から、情報提供といたしまして、新型コロナウイルスの感染</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

定資産評価補助員)	<p>拡大により社会的影響が生じていることへの対応として、固定資産税においても様々な措置が講じられておりますので、これまでに実施された税制上の主な措置について、いくつかご紹介させていただきます。</p> <p>資料の4ページをお開きください。</p> <p>こちらは、「固定資産税に係る令和3年度における特別な措置」としまして、令和3年度の土地の税額についてであります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、地価上昇により、土地の税額が増加する場合は、令和3年度に限り、令和2年度と同額とする特別な措置が講じられました。</p> <p>また、土地の固定資産税については、委員会冒頭の部長挨拶でも申し上げましたとおり、令和4年度においても、激変緩和のための措置が講じられております。</p> <p>資料の5ページをお開きください。</p> <p>こちらは、住宅用地以外の宅地である『商業地等』の令和3年度から令和5年度の課税の仕組みについてのグラフになります。</p> <p>まず、土地の課税についてご説明させていただきますと、土地の評価額が大幅に上昇する場合は、そのまま税額が上昇すると納税者の負担が大きくなることから、税額が大幅に上昇することを防ぎながら毎年徐々に本来の税額に近づける“負担調整措置”が講じられることとなります。これにより税額の上昇幅は、新しい税額の5%に抑えられることとなります。</p> <p>そこで、令和4年度のグラフの部分をご覧いただきたいのですが、令和4年度の課税については、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、商業地等の上昇幅を、例年は評価額の5%のところを、令和4年度に限り、2.5%に半減されました。</p> <p>グラフで令和3年度から令和5年度までの課税の流れをご説明しますと、評価替えにより、令和3年度の評価額が上昇した場合、『令和3年度』の税額は、先程ご説明した通り、前年度と同額に据え置かれました。</p> <p>『令和4年度』は、例年であれば5%上昇するところ、半分の2.5%の上昇となりました。</p> <p>『令和5年度』については、今後、新たな税制改正がない限りは、従来通り5%上昇する見込みであります。</p> <p>以上が、土地に関する 税制上の措置でございます。</p> <p>次に、6ページをお開きください。</p>
-----------	--

江別市固定資産評価審査委員会議事録

「令和3年度分の 固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例」についてです。

通常、審査申出の期間は、固定資産税の納税者がその年の納税通知書の交付を受けた日から3か月以内ですが、先ほど説明いたしました、令和3年度の土地の税額を据え置く特別な措置により、土地の価格が上昇しても税額が変動しなかったため、価格の変動を認識できず、審査申出の機会を逸した納税者が一定程度存在したと考えられたことから、税額を据え置く特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日から15か月を経過する日までの間においても審査申出を行うことができるように改正されました。

令和4年度は、評価替えの翌年（第二年度）にあたり、通常であれば、評価替えの年に決定した価格については、特別な事情がある場合を除き、評価替えの翌年以降に価格に関する審査申出ができませんが、令和3年度に税額を据え置く特別な措置が講じられた土地の価格については、特例的に、令和4年度においても審査申出の対象となっております。

これにより、今年度については、評価替えの翌年としては、通常より審査申出の対象が 広い状況にありました。

資料戻りまして、2ページをご覧くださいなのですが、先ほど、事務局からご説明した通り、審査申出の件数は、3年に1度実施される評価替えの基準年度に多くなり、第2年度・第3年度は減少する傾向にありますが、審査申出期間の延長により、令和3年度に審査申出を行わなくても、令和4年度に行うことができますので、令和4年度の土地の審査申出件数は、全国的に、通常第2年度よりは、増加傾向になるのではないかと考えられます。

最後に、7ページをお開きください。

「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の 軽減措置」であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置が講じられました。

対応としましては、任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、『30%以上50%未満 減少している』場合は、1/2、『50%以上減少している』場合は、“ゼロ”に 固定資産税と都市計画税を軽減。

償却資産と事業用家屋が対象であり、認定機関が会計帳簿等で

江別市固定資産評価審査委員会議事録

	<p>売上高減少要件を満たしているかを確認したうえで認定を行い、市町村に申告していただきました。</p> <p>この措置は、令和3年度の課税分に限定されるものであり、江別市での適用件数は、269件、固定資産税・都市計画税あわせて、約1億円の軽減となりました。</p> <p>以上、新型コロナウイルスの感染防止対策や経済対策など、様々な分野で対策が講じられている中、固定資産税においても様々な措置が講じられており、コロナ禍での納税者負担に一定の軽減が図られたものと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
佐藤委員長	<p>ただ今報告のありました件について、何か意見や質問はありませんか。</p>
小林委員	<p>はい。(令和3年度の)特例措置について伺いたいのですが、「税額が上がったものは据え置きで、下がったものはそのまま下げる」という措置について、納税者としてはありがたいのですが、市税の税収としては影響がでてしまうと思うのですが、具体的に金額はでないかもしれませんが影響はいかがだったのでしょうか。</p>
資産税課長(固定資産評価補助員)	<p>かなり大まかな数字となってしまうのですが、一千万円台の税額となっております。金額としてはこういった状況です。</p> <p>以上です。</p>
佐藤委員長	<p>小林委員よろしいでしょうか。</p>
小林委員	<p>はい。</p>
佐藤委員長	<p>では、ほかにございませんか。</p>
各委員	<p>特にありません。</p>
佐藤委員長	<p>では、質問以外でも、他にありませんか。</p>
事務局長	<p>事務局からお知らせがございます。</p> <p>固定資産評価審査委員会の次期開催につきまして、本年度は、今のところ、特に開催の予定がないことをご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>

江別市固定資産評価審査委員会議事録

佐藤委員長	それでは、委員の皆さんから何かございませんか。
各委員	特にありません。
佐藤委員長	他になければ、これをもちまして、本日の江別市固定資産評価審査委員会を閉会いたします。 みなさん、お疲れさまでした。
閉会	(終了時刻：午後1時57分)